

香川県条例第32号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金特別会計)</p> <p>第17条 香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年香川県条例第4号）の規定による高等学校等奨学金の貸付事業及び香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の規定による大学生等奨学金の貸付事業の経理を明確にするため、<u>奨学金特別会計</u>を設置する。</p>	<p>(高等学校等奨学金特別会計)</p> <p>第17条 香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年香川県条例第4号）の規定による高等学校等奨学金の貸付事業の経理を明確にするため、<u>高等学校等奨学金特別会計</u>を設置する。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。